「グループホーム成島園」　運営規程

（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人緑成会が開設する、「グループホーム成島園」（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第２条　　この事業は、要介護者および要支援２の者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他に日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指すものである。

２　　この事業の運営に当たっては、保険者、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　「グループホーム成島園」

（２）所在地　　山形県米沢市広幡町成島字窪平山２１２０－５

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）和やかユニット

１．管理者　　１名（常勤職員、兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

２．計画作成担当者　１名以上（常勤職員、介護従業者兼務）

計画作成担当者は、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画作成を行う。

３．介護従業者　　６名以上（常勤職員、うち１名兼務）

介護従業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って介護を行う。

４．看護師　　１名以上（非常勤職員、兼務）

看護師は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って看護を行う。

５．事務員　　１名（非常勤職員、兼務）

事務員は、必要な事務を行う。

（２）朗らかユニット

１．管理者　　１名（常勤職員、兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

２．計画作成担当者　１名以上（常勤職員、介護従業者兼務）

計画作成担当者は、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画作成を行う。

３．介護従業者　　６名以上（常勤職員、うち１名兼務）

介護従業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って介護を行う。

４．看護師　　１名以上（非常勤職員、兼務）

看護師は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って看護を行う。

５．事務員　　１名（非常勤職員、兼務）

事務員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第５条　事業所の利用定員は、和やかユニット９名・朗らかユニット９名、計１８名とする。

（指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

第６条　指定認知症対応型共同生活介護･指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

（１）入浴、排泄、食事着替え等の介護

（２）日常生活上の世話

（３）日常生活の中での機能訓練

（４）相談、援助

（指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料）

第７条　指定認知症対応型共同生活介護･指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬告示額において介護保険負担割合証に記載の通り利用者負担とする。（※厚生労働大臣が定める基準（=介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。）

※保険給付サービスが法定代理受領に該当しない場合は、介護報酬告示額の全額を利用者負担とし、サービス提供証明書を交付する。

２　前項の支払いを受ける額のほか､次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができる。

（１）食材料費（おやつ代含む）　１日当り　８２０円

（２）居室利用料　１日当り　８畳相当室１，３５０円　１０畳相当室１，６００円

※１．生活保護受給者の利用は８畳相当室とし、上記に定める居室利用料の範囲内において住宅扶助の限度額とする。但し、生活保護受給者の利用者数は、２ユ

ニットの合計利用定員に１００分の１０５を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）を限度とする。

※２．１０畳相当室を２名で利用の場合は居室利用料を１名１日当たり９５０円とする。

（３）光熱水費　１日当り　８畳・１０畳相当共に６５０円

※　１０畳相当室を２名で利用の場合は光熱水費を１名１日当たり５００円とする。

（４）おむつ代　実費

（５）理美容代　実費

（６）前各号に揚げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

３　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（入居に当たっての留意事項）

第８条　利用者は、入居に当たっては、自傷他害行為を行わず、少人数による共同生活を営むための規律と秩序を遵守しなければならない。

（非常災害対策）

第９条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待の防止）

第１０条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

２　事業所における、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。

３　事業者における虐待の防止のための指針を整備することとする。

４　事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年２回以上）を実施することとする。

５　前４号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

（衛生管理等）

第１１条　施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は 衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。

２　施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じます。

（ハラスメント防止について）

第１２条　当施設では、利用者、家族、職員が安心して関われる環境を守るため、あらゆるハラスメント行為を禁止しております。

【禁止される行為の例】

・暴言・威圧的な言動

・暴力行為

・セクシュアルハラスメント

・パワーハラスメント

・その他、相手に不快感や恐怖を与える行為

※利用者及び家族による職員へのハラスメントも固くお断りをしております。行為が認められた場合 は、状況に応じて面談・サービス提供方法の見直し等の対応を行い、改善が見られない場合は契約の継 続が困難となる場合があります。当施設は、全ての方が安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。

（業務継続計画の策定等）

第１３条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該 業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

２　施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年２回 以上）に実施するものとします。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（その他運営に関する重要事項）

第１４条　事業所は、従業者等の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き身体拘束等を行わない。身体拘束等を行う場合は、本人又は家族の同意を得た上、そ

の態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。

5　①事業所は、地域に開かれたサービスとするために、運営推進会議を概ね２か月に１回以上開催するものとする。

②会議の構成委員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表、市職員または地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。

③会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換、交流とする。

④運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、事業所の見やすい場所に公表する。

6　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人緑成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

・この規程は、平成１８年３月２１日から施行する。
・この規程は、平成１９年４月１日に一部改正し同日から施行する。
・この規程は、平成２６年４月１日に一部改正し同日から施行する。
・この規程は、平成２８年７月１日に一部改正し同日から施行する。
・この規程は、平成２９年４月１日に一部改正し同日から施行する。
・この規程は、令和３年４月１日に一部改正し同日から施行する。
・この規程は、令和４年４月１日に一部改正し同日から施行する。
・この規程は、令和６年４月１日に一部改正し同日から施行する。
・この規程は、令和８年８月１日に一部改正し同日から施行する。